

- ・(財)愛媛県スポーツ振興事業団は、県民の間に広くスポーツについての理解と関心を深め、かつ、積極的にスポーツをする意欲を高揚させるとともに、地域、職場及び家庭において、それぞれその生活の実情に即してスポーツをすることができるよう条件整備を行い、もって愛媛県におけるスポーツの振興に寄与することを目的として、県、市町村、民間の出捐を得て、昭和49年に設立された。
- ・当法人は、県有体育施設（総合運動公園、武道館）の管理運営、その施設を活用したスポーツ教室開設、スポーツ大会開催並びに指導者派遣、用具貸出等を通じたスポーツ活動普及を行うなど、本県スポーツ振興の中核を担ってきたが、18年度から県の公の施設に指定管理者制度が導入されることになり、その結果によっては経営環境が大きく変動することが予想されていたことから、「経営環境を踏まえた見直し」とされた法人である。
- ・出資法人改革実施計画等の進捗状況、自己点検評価（1次評価）当該法人へのヒアリング等を踏まえた2次評価は次のとおりである。

1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

(1) 組織体制の見直し

- ・18年度から、事務局と総合運動公園管理部門の一体化、武道館の総務部門と企画営業部門の統合、えひめ森林公園の管理運営からの撤退などにより、課を6課から3課へ、係を8係から5係へ縮小するなど、スリム化を図るとともに、武道館の企画営業課長に民間人を登用し、施設の利用率向上に向けた機能強化にも努めている。
- ・役員は、19名でスポーツ団体関係者等が就任しているが、人件費の圧縮を図るため、17年度から常勤理事を2名から1名に減員する一方で、当法人の自立的運営を促進するため、無給の非常勤理事を17名から18名に増員している。

(2) 経営基盤の充実・強化

- ・当法人は、県からの委託を受け、県有体育施設（総合運動公園、武道館、森林公園）の管理運営、総合型地域スポーツクラブの設立支援、育成などを行うため、当法人内に設置された「えひめ広域スポーツセンター」の運営などを行うとともに、指導者派遣、用具貸出等を通じたスポーツ活動普及事業、総合運動公園施設、武道館施設を活用した、スポーツ教室、スポーツ大会の開催などの自主事業を行っている。これまで、収入の大半は、県からの補助金・委託料収入が大半（17年度92.3%、18年度78.6%）で、他はスポーツ教室の参加料、基本財産の運用収入等であり、管理費及び自主事業費を十分賄うことが困難な状況が続いていた。
- ・そのため、法人の収支は、金利の低迷により基本財産の運用益が減少する一方で、退職手当など管理費等が増加したことなどから、13年度末以降、赤字が続いていたが、16年度に人件費圧縮（プロパー職員の退職、常勤役員の減員）事業内容の見直し（収益の見込める事業の充実）等により、黒字となり、17年度以降は、累積黒字に転換したところである。
- ・さらに、18年度から、総合運動公園、武道館への指定管理者の導入に伴い、施設の利用価値を高める等のためのスポーツ教室、スポーツ大会の開催なども施設の管理運営に合わせて、指定管理者の業務となった（当法人の自主事業としてのスポーツ教室等も別途実施）ところであり、当法人の創意工夫の余地が広がったことを踏まえ、一層の経費節減、収益確保に取り組む必要がある。
- ・具体的には、実施計画にもある通り、施設稼働率向上に向けた、積極的な営業活動の展開、利用実態等を踏まえた施設使用料の見直しを行うとともに、総合運動公園については、愛媛FCのホームゲームにおける継続的な利用者増への取り組み、武道館については、各種大会等と調整を図った上で有料イベントの一層の誘致に取り組んでいただきたい。
また、スポーツ教室の開催等にあたっては、健康志向の教室を増加し、外部講師の招聘を図り、多様化・高度化する県民ニーズに対応するとともに、受講料の値上げも行き、収支の改善に取り組んでいるところである。ただし、生涯スポーツは、県民自らが主体的に取り組むべきものであり市町、民間等でも積極的に取り組まれていることを踏まえ、今後は、県民のニーズや管理施設の有効利用の観点から、スポーツ活動普及事業も含め、当法人で取り組むべき事業内容を改めて見直す必要があると考える。
- ・さらに、県スポーツ振興計画において、平成22年度までに総合型地域スポーツクラブを、全市町村（旧70市町村）に少なくとも1つ設置することを目標とし、その支援組織として、当法人にえひめ広域スポーツセンター（県からの委託料で運営）を13年度に設置したところである。現状は、設立準備中のもも含め、17市町村26団体の設立（新市町レベルでは7市町（新居浜市、上島町、伊予市、内子町、大洲市、八幡浜市、伊方町）で未設置）に留まっており、今後とも、目標達成に向けセンター機能を活用し、クラブの設立支援、育成に取り組むこととしているが、育成に当たっては、センターの指導員による情報提供、助言、指導等を行っており、地域住民の盛り上がりなど、重点化を図り、効率的・効果的な支援に努めていただきたい。
- ・平成29年に開催予定の国体は、競技団体を統轄する愛媛県体育協会の所管であり、現時点で当法人が、直接的に

果たす役割はないとの事であるが、スポーツ人口の拡大、良好な施設状態の維持など、県民総ぐるみでの大会開催に向け、間接的な支援に取り組んでいただきたい。

(3) 役職員数及び給与制度の見直し

- ・役員数は、19名で、常務理事1名以外はすべて非常勤で、無給。職員数は32名(うち欠員2名)で、プロパー職員13名(うち欠員1名)、県派遣職員5名、県OB職員2名、嘱託員7名(うち欠員1名)、臨時職員5名となっている。
- ・職員給与については、県に準じており、給与カットも実施している。
- ・一次評価にあるとおり、常務理事を1名減員し、職員数も指定管理者制度の導入に伴う県派遣職員の減員を嘱託・臨時職員等の補充等で対応し、スリム化に努めているところであり、今後とも、事業量、内容に応じた役職員数の適正化に努めていただきたい。

2 県の関与の適正化に向けた取組

(1) 財政的関与の見直し

- ・当法人の県財政支出依存度は、17年度で、92.3%、18年度は指定管理者導入により、利用料金制の採用、県派遣職員の引き上げなどにより、下がったものの、依然として、78.6%と高水準にある。
- ・当法人は、県内スポーツの中心となる県有体育施設の管理運営及び施設を活用したスポーツ教室などの開催、総合型地域スポーツクラブの支援を県からの委託を受けて行っているものであり、本県スポーツ振興の中核としての役割を担っており、県の財政的関与が高いことは認められる。
しかし、県の厳しい財政状況や、市町、民間における同種の事業の実施状況などを踏まえ、役割分担を再検討し、当法人の専門性やネットワークが最も効果的・効率的に活かされるように事業内容を見直す必要がある。

(2) 人的関与の見直し

- ・18年度からの指定管理者制度の導入に伴い、県派遣職員6名(武道館管理部門)を引き揚げ、現状は指導員5名(体育教諭)の派遣となっている。その従事業務は、スポーツ・レクリエーション活動の指導及び普及、えひめ広域スポーツセンターに関するものとなっており、スポーツ人口の拡大や生涯スポーツの振興に必要不可欠であることから、必要性は認められる。ただし、その業務は当法人の目的とするスポーツ振興に不可欠であることから、本来、県からの派遣職員で対応するのではなく、当法人のプロパー職員で対応すべきものであり、今後、プロパー職員の育成も、経営状況等を勘案しつつ、検討を行っていく必要があるのではないかと考える。
- ・また、県職員OBについては、森林公園からの撤退などにより3名減員し、役員は常務理事(武道館館長)、職員は総合運動公園園長の計2名となっているが、県有体育施設の管理運営に当たり各種競技団体との調整などの観点から、一定の必要性は認められる。
- ・なお、役員には、経営の自主性、自立性の観点等から、県職員は就任していない。

3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

- ・18年度に、財団のホームページを開設し、収支予算・決算、事業計画・報告、役員名簿、財務関係資料等について公表するなど、積極的な情報開示に努めており、取組みは順調である。

4 総合的評価

【法人】

- ・指定管理者制度の導入に伴い当法人の創意工夫の余地が広がったことを踏まえ、組織体制及び事業内容の見直しを行い、経費の節減、自主財源の確保に努め、本県スポーツ振興の中核としての役割の充実・強化に取り組むこと。

【所管課】

- ・県においては、当法人のコスト削減に向けた取組みを指導・支援するとともに、当法人と県、市町、民間との役割分担を明確にし、相互の連携により、県内スポーツの振興に取り組むこと。